

**静岡県施設予約システム
運用業務委託提案競技実施要領**

**令和7年6月
静岡県**

目 次

1	趣旨.....	1
2	提案競技の概要.....	1
3	参加資格.....	1
4	手続等.....	2
5	優先交渉権者の特定方法.....	4
6	契約に関する事項.....	4
7	その他.....	5

- 参加表明書（様式1）
- 辞退届（様式2）
- 質問書（様式3）
- 提案書（様式4－1、4－2、4－3）
- 提案ソフトウェアの受注・稼動実績（様式5）
- 業務担当予定者の略歴等（様式6）
- 見積書（様式7）
- 選定基準（別紙3）

静岡県施設予約システム運用業務委託提案競技実施要領

1 趣旨

施設予約システム「とれる Net」は平成 14 年度から運用を開始し、平成 21 年度に ASP 方式の現行システムへの更新を行った。

現行システムの運用保守が令和 10 年末までであることから、今後も引き続き県民に対して施設予約システムのサービスを提供し、各施設の業務効率化を図るためには、新システムの調達が必要である。

新システムの開発・運用に当たっては、高度な専門的知識やノウハウ等を活用した優れた提案を得るため、提案競技（プロポーザル方式）により優先交渉権者を選定することとした。

この実施要領は、本業務の提案競技への参加資格、応募手続き等提案競技に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項及び提案手続を示したものである。

2 提案競技の概要

(1) 業務名

静岡県施設予約システム運用業務

(2) 業務内容

施設予約システムに関する開発業務（SaaS 又は ASP 方式による施設予約システムにおける静岡県が要求する仕様を満たすための設定等）及びシステム運用業務（システムの安全かつ安定的な提供及び施設職員向けサポートデスク等）とする。

(3) 仕様

「静岡県施設予約システム運用業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 開発・運用期間

ア システム開発期間

契約の日から令和 7 年 12 月 31 日まで

イ システム運用期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（債務負担行為による複数年契約）

※システム運用開始日は、静岡県と調整の上、変更することができるものとする。

(5) 担当部局

書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

名 称：静岡県企画部デジタル戦略課

住 所：〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電 話：054-221-2915

F A X：054-251-4091

電子メール：digital@pref.shizuoka.lg.jp

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 10 時から正午まで、及び午後 1 時から午後 5 時まで

3 参加資格

令和 7 年 7 月 10 日時点で、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成 11 年静岡県告示第 644 号）の第 1 に定める競争入札に参加できる者であつて、「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿」の「システム開発業務」、「システム運用・管理業務」及び「インターネット関連業務」の業務区分を有している者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、静岡県指名（入札参加）停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 以下に該当しない者であること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) プライバシーマークの認定を有していること、又は ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム－ISMS）認証を取得していること。

4 手続等

- (1) 提案競技実施要領等の配布期間

ア 配布期間

令和 7 年 6 月 26 日（木）から令和 7 年 7 月 2 日（水）まで

- (2) 参加表明書の提出

提案書を提出しようとする場合は、あらかじめ次により参加表明書（様式 1）を提出するものとする。なお、期限までに参加表明書を提出しない場合は、提案書を受け付けないので注意すること。

ア 提出期限

令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時まで

イ 提出先

2 (5)に同じ

ウ 提出方法

メールで送付すること。

(3) 質問事項の受付・締切りにについて

本要領の内容などについての質問は、「質問書」(様式3)により提出すること。

ア 提出期限

令和7年7月2日(水)午後5時まで

締切時刻以降の質問については、受け付けない。

イ 質疑受付窓口

2 (5)に同じ

ウ 質疑方法

メールによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず到達確認を行うものとする。

エ 回答期限

回答は、令和7年7月4日(金)までに、参加表明書を提出した者全てに、同書記載の連絡先メールアドレス宛てに通知する(個人情報等は除く。)

(4) 提案書の提出

提案競技に参加を希望する者は、別添の提案書等作成要領に基づいて作成した提案書を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和7年7月10日(木)午後4時まで

イ 提出場所

2 (5)に同じ

ウ 提出方法

メールで送付すること。

エ 提出書類及び提出部数等

提出書類は以下のとおりとする。

提出書類
提案書(様式4-1)
提案書提案項目(様式4-2)
提案内容の要旨(様式4-3)
提案ソフトウェアの受注・稼働実績(様式5)
業務担当予定者の略歴等(様式6)
見積書(様式7)
機能チェックリスト(別紙4)
会社概要(様式自由)
情報システム開発等の業務委託入札参加資格審査通知書の写し
プライバシーマーク又はISMS認証を取得していることを証明する書類の写し

オ 著作権等

(ア) 提案書の著作権は、原則として提案書を提出した提案者に帰属する。

ただし、本業務において公表等で特に必要と認める場合には、静岡県は提案書の全部

又は一部を使用できるものとする。

(イ) 提案書は、非公開とする。

(ウ) 提案書は、返却しない。

(エ) 提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

(5) プレゼンテーション

提案書の提出後、次の日程でプレゼンテーション（順番は提案書受付順等による。）を行うものとする。実施時間等は、提案書提出者に別途通知する。

ア 実施日

令和7年7月17日（木）

イ 実施時間、実施方法

別途通知する。

ウ 書面審査

参加表明書の提出者が4者を超えた場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から事務局が提出書類を審査し、3者程度をプレゼンテーション審査対象者として選定することがある。

5 優先交渉権者の特定方法

(1) 優先交渉権者は静岡県施設予約システム開発・運用業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別紙3の選定基準により提案内容を評価し特定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は提案書の提出を行った全ての者に通知する。

(3) 優先交渉権者の取扱い

5(1)により特定した優先交渉権者と委託仕様について協議の上、6により本業務の委託契約の手続を行う。

(4) 優先交渉権者の参加資格喪失時、辞退時の取扱い

優先交渉権者特定後に当該事業者が3の参加資格を満たさなくなった場合、若しくは、辞退した場合は、審査委員会において優先交渉権者を再選定できるものとする。

(5) 非特定理由に関する事項

ア 提案書を提出した者のうち、優先交渉権者として特定されなかった者に対しては特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）をもって通知する。

イ アの通知を受けた者は、非特定の通知の日の翌日から10日以内に書面により、静岡県企画部デジタル戦略課に対して非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 説明を求められたときは、書面により回答する。

エ イの書面の提出先は、次のとおりとする。

2(5)に同じ

6 契約に関する事項

(1) 契約は、静岡県企画部デジタル戦略課で手続を行う。

(2) 契約書は、それぞれ2通作成し、静岡県及び受託者の双方各1通保有する。なお、契約金額の表示は、消費税を内書きで表示する。

(3) 契約書の作成に要する経費は、全て受託者の負担とする。

- (4) 提案価格上限は、34,000 千円（消費税込）とする。
- (5) 本業務委託の支払金額については、下記のとおりとする。支払い方法（毎月払い、四半期払い等）については協議の上決定する。
- ア 令和7年度 契約金額の概ね0%以内
 - イ 令和8年度 契約金額の概ね20%以内
 - ウ 令和9年度 契約金額の概ね20%以内
 - エ 令和10年度 契約金額の概ね20%以内
 - オ 令和11年度 契約金額の概ね20%以内
 - カ 令和12年度 契約金額の概ね20%以内

7 その他

- (1) 失格の条件
- 以下の条件の一に該当する場合は、失格となることがある。
- ア 募集要領の規定に違反したもの
 - イ 虚偽の内容が記載されていたもの
 - ウ 提案価格上限を超えて提案されたもの
- (2) 提案書を作成した者は、提案書の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする。
- (3) 提案価格が著しく低い場合は、積算根拠等説明を求めることがある。
- (4) 提案書の作成など、提案競技への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出期限後における提案書の提出、再提出及び差替えは原則として認めない。
- (6) 契約の相手方として決定するまでは、辞退届（様式2）の提出により、参加を辞退できるものとする。
- (7) 提案書の作成において、県より知り得た情報は、他者に漏らさないこと。
- (8) 関連情報を入手するための参照窓口等
- ア この募集要領等に定めることのほか、提案競技等の実施に当たって必要な事項が生じた場合の掲載先
静岡県企画部の入札・業務委託・プロポーザル等の情報
(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsuchi/ji/index.html>)
 - イ 関連法規(静岡県条例、規則、公報)閲覧先
静岡県ホームページ例規集
(URL : <https://kra900.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>)
 - ウ 情報システム開発等の業務競争入札参加資格申請に関する情報
静岡県企画部電子県庁課ホームページ
(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsushikaku/johosystemitaku/1042075.html>)
- (9) 提案競技スケジュール

日 付	内 容
6 月 26 日 (木)	プロポーザルの公告 プロポーザル実施要領の配布開始
7 月 2 日 (水)	参加表明書の受付終了
7 月 4 日 (金)	参加資格審査結果通知

7月10日（木）	提案書の受付終了
7月17日（木）	プレゼン、審査委員会、優先交渉権者の選定
7月30日（水）	契約の締結（予定）